

委任状

(あて先)五戸町長 様

すべて委任者(たのむ方)本人が自筆で記入してください。

※本人以外が記入・押印した場合、委任状は原則として無効となりますのでご注意ください。

【代理人】(手続きをたのまれて窓口に来る方)

住所			
氏名		電話番号	
生年月日	大正・昭和・平成・	年	月 日

私本人は、上記の者を代理人と定め、次の手続き・証明書受領に関する一切の権限を委任します。

【委任内容】(代理人にお願いする手続きに を付けてください。)

《戸籍に関する手続き》

- 戸籍謄本・抄本
- 改製原・除籍に関する戸籍
- 戸籍附票謄本・抄本
- 身分証明書

《住民基本台帳関係》

- 住民票の写し(全員分・一人分)
- 住所変更届(転出・転入・転居)
- マイナンバー通知カードに関する手続き
(紛失届・再発行・記載変更)

※ 再発行申請の場合、委任者の本人確認書類(コピー可)が必要になります。

《上記以外の手続き》

()

◎どなたの証明書を何通必要ですか？

氏名: _____

枚数: _____ 通

【本人(委任者)】(たのむ方)

記入日

年

月

日

住所			
本籍※	※戸籍に関する手続きを委任する場合のみ記入してください。		
氏名	Ⓜ	電話番号	
生年月日	大正・昭和・平成・	年	月 日

※委任事項等について嘘や偽り等が発覚した場合には、刑法により罰せられる場合があります。

(私文書偽造等罪(刑法159条)・・・3月以上の5年以下の懲役、1年以下の懲役又は9万円以下の罰金
偽造私文書等行使罪(刑法161条)・3月以上の5年以下の懲役、1年以下の懲役又は9万円以下の罰金)